

1 計画の目的

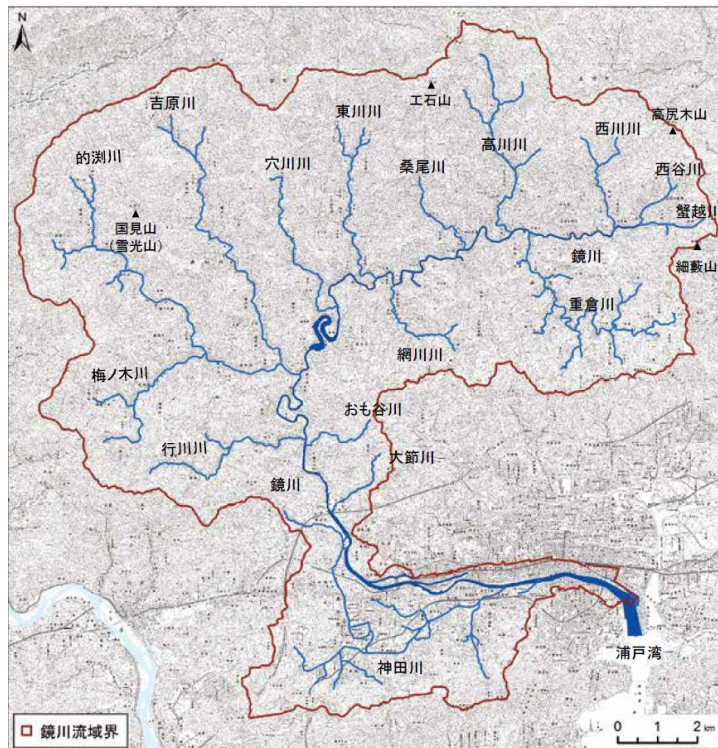
本市は、1989（平成元）年10月、住民の心のふるさとである鏡川の清流を保全し、良好な水辺環境を形成することを目的として「鏡川清流保全条例」を制定した。本条例は単なる水質保全にとどまらず、自然環境及び景観の保全並びに住民の参画の在り方を規定するものであり、当時としては画期的なものであった。

また、本条例に基づき、1991（平成3）年に「鏡川清流保全基本計画」を策定し、清流の保全に資する各種施策を実施した。その後、「新鏡川清流保全基本計画」及び「2017鏡川清流保全基本計画」へと改訂を重ねてきた。

このたびの「（仮称）2027鏡川清流保全基本計画」の改訂にあたっては、従前の計画を検証のうえ、市民の生命の源である鏡川が子どもたちの世代、その次の世代にわたり安定して市民とともに存続することを目指す、長期的な視点に立った基本的指針とする。

2 計画の対象範囲（鏡川流域）

本計画は鏡川及びその流域を対象としている。ただし、流域外であっても鏡川に関係する地域も含めるものとする。



3 計画の策定経過

【仮称】2027鏡川清流保全基本計画は、1991（平成3）年の策定から4回目の策定となる。以下に、これまでの計画策定の経過を記載

時期	内容
1969（昭和44）年	高知市民憲章を制定「鏡川を清潔なまちのシンボルにしましょう」
1975（昭和50）年	台風による市域の浸水被害
1984（昭和59）年	有志による「鏡川研究会」発足・高知市議会への条例制定に向けた陳情
1989（平成元）年	鏡川清流保全条例を制定・鏡川清流保全審議会を設置
1991（平成3）年	鏡川清流保全基本計画を策定
1992（平成4）年	国連環境開発会議（地球サミット）において「アジェンダ21」が採択
1993（平成5）年	環境基本法を制定
1995（平成7）年	生物多様性国家戦略策定（2023年までに5回の改訂）
1997（平成9）年	河川法を改正（治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備）
2007（平成19）年	新鏡川清流保全基本計画を策定
2015（平成27）年	国連持続可能な開発サミットにおいて「2030アジェンダ」を採択
2017（平成29）年	2017鏡川清流保全基本計画を策定
2018（平成30）年	気候変動適応法を制定（2024年に一部改正）
2018（平成30）年	第5次環境基本計画において「地域循環共生圏」を提唱
2022（令和3）年	昆明・モントリオール生物多様性枠組において「30by30」を採択
2027（令和8）年	【仮称】2027鏡川清流保全基本計画を策定（予定）

4 計画期間

本計画は、本市の独自条例に基づき策定しているが、条例の中で計画期間は定められていない。「新鏡川清流保全基本計画」及び「2017鏡川清流保全基本計画」は10年間の計画期間と定めており、「（仮称）2027鏡川清流保全基本計画」も引き続き10年間の計画期間とする。

5 計画の位置づけ

【仮称】2027鏡川清流保全基本計画の策定にあたっては、国や高知県における関連計画の理念を踏まえるとともに、高知市総合計画や第三次高知市環境基本計画等の関連計画と整合を図る。



【仮称】2027鏡川清流保全基本計画（素案）

6 計画の理念及び目指す姿の継承

2017鏡川清流保全基本計画では、市民の命の源である鏡川が、子どもたちの世代、そしてその次の子どもたちの世代へと、将来にわたって市民とともに存在していくことを目指し、3つの理念を掲げている。

また、その理念を踏まえながら100年先にも今と同じように、あるいはそれ以上に美しい川の流れてあることを目指して、その実現のために鏡川を構成する「水と水辺」、「森」、「生きもの」、「景観」、「まち・ひと・しごと」について、目指す姿を示している。

【仮称】2027鏡川清流保全基本計画においても、計画の基本的な考え方である3つの理念、5つの目指す姿を継承し、それらに基づく施策を推進していくこととする。

【計画の理念】

鏡川～森と海とまちをつなぐ環境軸～

- ① 安心・安全な鏡川のきれいな水
- ② 鏡川を介して森から海へとつながる環境と生きもの多様性
- ③ 流域の風土によって形成された景観や流域固有の歴史文化

【目指す姿】

水と水辺	瀬・淵・砂州からなる自然な川の姿を保ちながら、水遊びが楽しめ、生きものもたくさん生息し、安全で美味しく飲むことのできる清流鏡川の名にふさわしい水の流れ
森	清らかな水と豊かな森林資源を生み出すとともに、多種多様な生きものすみかであり、土壌保全機能の高い自然環境と産業のバランスがとれた森
生きもの	四国山地と黒潮の影響を受けた特有の気候、地形、地質により育まれた植物と魚類、エビ・カニ・貝類、両生類、昆虫、鳥などの動物が多様に生息する生態系が維持され、流域の生物多様性が確保された姿
景観	流域の自然環境に育まれた歴史的な風景や、人々の生活・生業によって形成された棚田や石垣など、流域固有の価値を市民が認識し、それらが守り活かされている景観
まち・ひと・しごと	鏡川への市民の関心が高く、川を利用した遊びや学びが活発に行われ、鏡川の清流を守り活かす農業などの産業も活性化し、地域独自の食べ物やお祭りなど伝統文化が息づく流域の姿

7 中間評価の振り返り

2017鏡川清流保全基本計画においては、中間評価を行うことを定めており、令和3年度と令和6年度にそれぞれ中間評価を実施している。中間評価で確認した進捗状況や審議会のご意見等を整理し、【仮称】2027計画に反映していく。

【2017鏡川清流保全基本計画 第2回中間評価（令和6年度）】

目指す姿	達成状況						
	A	B	C	D	E	その他	合計
水と水辺	2	0	0	1	0	1	4
森	2	0	3	0	0	0	5
生き物	2	0	1	1	0	0	4
景観	0	0	0	0	1	2	3
まち・ひと・しごと	4	2	2	0	0	0	8
合計	10	2	6	2	1	3	24

※ A：80%～100% B：60%～79% C：40%～59% D：20%～39% E：0%～19%

【達成状況Aの事業（抜粋）】

- ・神田川流域の下水道整備率・水生昆虫による水質モニタリング地点の数
- ・学校と連携した環境学習の実施校数・ホテルに関する情報発信の件数
- ・活動団体等に関する情報の総発信件数 ⇒ 鏡川流域パートナーシップだよりの発行数
- ・鏡川人づくり塾への総参加者数 ⇒ 鏡川人づくり塾終了後は鏡川流域関係人口を計上（企業版ふるさと納税による寄附を活用し、まちのコイン「ぼっちり」等の事業を推進）

【達成状況Bの事業（抜粋）】

- ・環境学習会等の参加者数・エ石山青少年の家利用者数

【達成状況Cの事業（抜粋）】

- ・市内内で実施する間伐面積及び搬出間伐の材積

【達成状況D：合併処理浄化槽設置補助基数】

- ・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する補助金の交付。2021～23年度の補助実績は年平均32基（目標：年125基）。人口減少や物価高の影響と考えられるが、生活雑排水の未処理解消は一定進展。

【達成状況D：天然アユ遡上数】

- ・2019～23年度の天然アユの生息尾数は、8～19万尾と推定（目標50万尾の約1.5～4割程度）。天然アユの生息尾数は、森林の水源涵養力や横断構造物等のハード的要因による環境収容力の範囲で推移することから、現在の鏡川の環境収容力から考えると、現状値の短期的かつ大幅な向上は難しい状況。

【達成状況E：鏡川写真コンテストへの応募作品数】

- ・市民応募の写真コンテストの実施により、鏡川流域の自然や景観の美しさを発信。実行委員会形式が困難となり、休止期間を挟んで、2025年度からは、本市主催に変更して再開。今後は、応募方法や写真展の開催方法などを多様化し、鏡川流域の魅力発信に取り組む。

8 施策と成果指標の更新及び見直し

成果指標の中には、水質や天然アユの遡上数、環境学習会の参加者など様々な指標があるため、詳細に分析したうえで、関係人口などの新たな指標の導入も含めて施策と成果指標の更新・見直しを検討していく必要がある。

【目指す姿イメージ図】

目指す森の姿

- 清らから豊かな水を育みたくわえる森林土壌
- 豊富な木材・林産物が育まれる森林
- 癒しやレクリエーションの場として活かされる森
- 災害が起きにくい手入れの行き届いた山

目指す景観の姿

- 豊かな自然環境に育まれた歴史的・文化的価値の高い景観
- 自然と共生した暮らしが営まれる農山村の風景
- 市民の関わりによって守り活かされる流域固有の景観

目指す生きものの姿

- 多様な生きものからなる健全な流域の生態系
- 川を自由に行き来するたくさんの生きものたち

目指すまち・ひと・しごとの姿

- 鏡川を誇りに思い、遊びや学びに鏡川を活発に利用する人々
- 環境に配慮しながら美味しい作物を生産し、活性化する農業
- 川の恵みと伝統文化を守り活かすまち

目指す水と水辺の姿

- 暮らしと産業を支える安全でおいしく飲める水
- 瀬と淵のある自然な姿を保ち、多様な生きものがたくさんする環境
- いろいろな遊びが楽しめる水辺
- 治水と環境保全のバランスのとれた川

